

住田町広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住田町の印刷物等への広告(以下「広告」という。)の掲載について、掲載の基準及び申請並びにその審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基本原則)

第2条 当該広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)の事業の健全化及び消費者の保護を図り、かつ、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに住民福祉の向上に資するものとするため、次の事項を基本原則とする。

- (1) 公正で真実なものであること
- (2) 広告の受け手に、いかなる不利益を与えることのないものであること
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること
- (5) 関係法規及び社会秩序を遵守したものであること

(広告掲載基準)

第3条 前条の規定に反するもののほか、次に掲げる広告は、住田町の印刷物等に掲載することができない。

- (1) 政治性又は宗教性のあるもの
- (2) 選挙に関するもの
- (3) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (4) 先物取引など投機心又は射幸心をあおるもの
- (5) 貸金業及び風俗営業に関するもの並びにこれらに類するもの
- (6) 通信販売等で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引き渡し、支払方法及び返品条件などが不明確なもの
- (7) 求人広告及びこれに類するもの
- (8) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないと町長が認めるもの

(申請)

第4条 広告主は、必要な書類を添えて住田町広告掲載申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(委員会)

第5条 広告の内容等について審査するため、住田町広告審査委員会(以下「委員会」と

いう。)を設置する。

2 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 広告の内容の審査に関すること
- (2) 申請者の営業内容の審査に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか委員長が特に必要と認めること

3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は総務課長を、副委員長は企画財政課長を、委員は保健福祉課長、町民生活課長、産業振興課長、建設課長及び教育委員会教育次長をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員のうち3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、議事に関係のある課長等又はその代理者を会議に出席させて説明を求めることができる。

(報告)

第7条 委員会は、会議の結果を町長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課行政係において処理する。

(広告掲載の決定等)

第9条 町長は、第7条の報告を受けたときは、速やかに広告掲載の可否を決定し、広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 町長は、次の場合は、広告の掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合
- (4) 広告主から広告掲載の取消しの申出があった場合

2 前項の規定により、掲載決定を取り消したときは、掲載取消通知書(様式第3号)に

より、当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第11条 掲載決定後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、掲載料を還付する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月17日から施行する。